

調達説明書（仕様書）（見積合せ用）

公 告 日
令和4年 5月13日

本件見積合せに参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ参加してください。
※本件は、紙による見積合せです。

1 案件名及び内容

案件名：三重県立総合医療センター火災報知設備副受信機取替工事
内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間

契約の日から令和4年9月30日まで

(2) 履行場所

三重県四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 競争見積合せ参加者及び落札者に必要な資格

(1) 見積合せ参加資格

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- イ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿にて消防用設備工事の登録をしている登録事業者であること。
- ウ 四日市市に本店・支店・営業所を有する者であること。
- エ 過去10年間に200床以上の病院で消防用設備の点検または工事の施工実績を有する者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に(1)から(2)までの書類を下記の13(5)に示す締切日時までに提出していただきます。(※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 3(1)カを証明する書類（別紙1：書類には契約書の写し又は履行証明書及び仕様書又は図面等を添付のこと）

※ 提出後における書類の修正は、一切認めません。

5 見積方法及び落札者の決定方法について

- (1) P4「見積合せに際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程（以下「会計規程」という。）第47条第2項の規定により契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、下記「契約に関する事務担当」に記載する所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約に関する事務担当に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約に関する事務担当と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

(1) 当該見積に質疑（見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせください。）

(2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積に関する事務担当に説明を求め、十分ご承知おき

- ください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
 - (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
 - (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定及び別に定める「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守しなければなりません。
 - (6) その他必要な事項は、会計規程に規定するところによります。
 - (7) 見積参加者が1者になった場合は見積合せを中止又は延期する場合があります。

13 期間等の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和4年5月19日（木） 10時まで

《結果回答》

令和4年5月23日（月） 10時までに行います。

- ※ 「見積に関する事務担当」に書面で質疑申請を行ってください。
なお、回答はウェブサイトでの閲覧とします。

(2) 同等品申請の提出締切日時

「対象外」

(3) 見積書提出の締切日時

見積書提出締切日時 令和4年5月27日（金） 15時まで

- ※ 「見積に関する事務担当」に書面で提出してください。

郵送も可としますが、「見積に関する事務担当」に届く日時が提出締切日時を過ぎている場合は無効とします。

(4) 開封の日時

見積書開封日時 令和4年5月27日（金） 15時05分

見積書を提出された事業者で開封の立ち会いを希望される場合は、事前に見積に関する事務担当まで連絡してください

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和4年5月31日（火） 10時まで

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に4(1)から(2)までの書類を見積に関する事務担当に提出していただきます。

(6) 契約書作成の要否

(要) ・ (否)

■ 見積に関する事務担当

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132

独立行政法人三重県立総合医療センター事務局総務部施設課 担当 清水・吉田

電話 059-345-2321 FAX 059-347-3500

■ 契約に関する事務を担当する課・班

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132

独立行政法人三重県立総合医療センター事務局総務部施設課 担当 清水・吉田

電話 059-345-2321 FAX 059-347-3500

見積合せに際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(4)は参加資格、(5)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿登録をしている登録事業者であること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約に関する事務担当が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- 3 本件見積合せは、紙による見積合せです。
- 4 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約に関する事務担当は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 6 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は見積を打ち切ります。
- 8 下記無効要件に該当する場合、その者の見積書は無効となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。
落札決定後の契約不履行は、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置の対象となります。（無効要件）

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。
 - (1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合）
 - (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - (4) 見積に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 見積者が定刻までに見積書を提出しないとき。
 - (6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、会計規程第47条第2項の規定により契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 10 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 契約事務担当所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 12 契約締結権者は、受注者が 11 のイ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約について落札資格停止等の措置を講じます。
- 13 契約書の作成、提出については、会計規程第 49 条によります。
- 14 見積者が 1 者となった場合は見積を中止又は延期する場合があります。
- 15 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」